

学校等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）第9条第1項の規定により、学校等（注）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保するために行う方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。

注：「学校等」は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校（高等課程に係るものに限る。）各種学校（主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものに限る。）児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館に限る。）、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）及び放課後児童健全育成事業の用に供される施設をいう。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、児童等の安全を確保するための方策を示すことにより、その対策を促すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の種別、管理体制の整備状況、学校等の施設の態様、児童等の年齢、学校等の実情に配慮し、運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 具体的方策

1 正当な理由なく立ち入ろうとする者の侵入防止

正当な理由なく、学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような取組に努めるものとする。

(1) 出入口の適正な管理

- ア 出入口の限定、人の出入りの適切な管理
- イ 門扉の施錠等
- ウ 受付場所を示す案内表示板及び関係者以外の立入を禁止する旨の表示板の設置

(2) 受付等の明示

- ア 出入口から受付までの誘導路等の設置
- イ 受付場所の明示と適切な対応

(3) 出入り管理の徹底

- ア 出入記録簿等による来校者の把握
- イ 施設内における名札等の着用要請
- ウ 来校者への声掛けによる来校用件の確認

(4) 施設・設備等の充実

- ア 来校者への対応や見通しの確保に配慮した教室及び避難路等の配置の検討
- イ 防犯機器等の設置と活用

2 施設・設備等の整備点検

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 校門、団障、校舎の出入口・窓、外灯、附属建物等の整備点検
- (2) 死角の原因となる障害物等の移動又は除去
- (3) 防犯機器等の整備点検

3 緊急時に備えた体制の整備

不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合及び学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれが生じた場合に備えて、保護者、地域住民、ボランティア・NPO、警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検・評価
 - ア 教職員の役割分担
 - イ 緊急時の連絡通報体制の整備
 - ウ 近隣の学校等、警察署、県、市町村その他関係機関における情報連絡網の整備
- (2) 保護者、地域住民及び自主活動団体等との情報の共有
- (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれが生じた場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (4) 学校行事等の施設開放時における安全確保
- (5) 遠足、校外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (6) 学校等施設内外の巡視
- (7) 安全管理についての教職員等への指導、研修、訓練の実施
- (8) 教職員等の防犯ブザー・通報用器具の携行
- (9) スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

4 安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識や危険を予測及び回避できる能力の育成のため、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 日常生活全般において安全確保のために必要な事項を理解するため安全教育の計画的な実施
- (2) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施